

令和元年12月5日開催

第30回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。定刻前ですけれども、皆さんお集まりですので、農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、今井会長からご挨拶を頂戴したいと思います。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。今年も大分押し迫ってきまして、そろそろ今年の1年の世相ということで1字、1つの字ですか、毎年そんなので発表されますけれども、1字にあらわすと何という字になるか、皆さんどのような字を思い浮かべますか。今年を振り返りますと、お祝いごととしては天皇の即位、儀式が終わりまして、それはお祝いなのですけれども。特に今年は自然災害が多かったということで、台風による災害、かなり多くの県で被害を受けまして、被災された方、亡くなられた方と大勢おりまして、何だか災害が多かったな、自然災害が毎年少なからず大きな災害、小さい災害あるのですけれども、ここ数年災害が多くなってきた。そんなふうを感じるわけでございます。

また、皆さん、今年最後の総会ということで、事前協議は協議、総会は審議ということでいろいろ決定してもらうわけでございますけれども、最近、大分3条が増えてきたなど、そんなような実感をするわけでございます。特に売買ということで、後継者がいなくて、耕作できないということで売る人もいます。また、今非常に農地の単価が安いということで、買いたい人と、また借りたい人で農地を増やそうという方もおられると思います。いずれにしても、毎年毎年農業者が減るということで、うち小規模の農家はだんだん減る、また大規模にやっていく法人とか、そういう組合とか、そういう農業のやり方ですか、そういうふうに分化するのではないかと思うわけでございます。

あと、農振除外の資料、皆さんのところへ配られておるわけでございますけれども、それが23日、それでその後にもう一度事前協議、市役所も仕事納めの日です。最後まで何とか務められるかなと思っておるわけでございます。

そういうことで、また来年も元気な姿で皆さんと一緒に総会等行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ちょっと話、まとまりない話ですけれども、総会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第30回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席の方が議席番号18番、岸吉郎委員さん並びに25番の福田敬一委員さんから欠席との報告がございました。ということで、出席委

員の数は23名であり、25名中23名ということで過半数を超えておりますので、総会は成立するという
ことでございます。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、議事録署名委員を指名してよいか、皆さんにお伺いします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号9番、須田直子委員さん並びに17番の飯塚大輔委員の両名を指名いたしま
す。また、書記については、事務局の新井主事補を任命いたしますので、よろしくお願ひ申し上げま
す。

それでは、これより議事進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

毎回お話ししているわけですが、発言される場合、挙手をしてもらって議席番号と氏名を述
べてから発言のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約の内容は売買でございまして、平成29年4月6
日許可、高農委指令第11号。取消理由は、許可を受けた後、申請地が別の事業で必要となり耕作地と
して取得できなくなったためとのこととでございます。なお、取消後の5条許可申請が提出されてお
りまして、議案書34ページ、議案第5号ナンバー57、58が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、平成31年1月
7日許可、高農委指令第128号。取消理由は、許可の契約内容を賃貸借から売買に変更したいためと
のこととでございます。なお、取消後の3条許可が提出されておりました、議案書14ページ、議案第3
号ナンバー25が関連案件となっております。

以上、農地法関係許可取消願につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいた
します。

○会長 事務局より取り消しに関する説明が終わりました。それでは、これより審議に入りまして、皆
さんより質疑をお受けいたします。

これとってなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 取り下げでお願いいたします。また、関連案件でございます計画変更後の5条許可申請も同様の取り下げとなります。よろしくをお願いいたします。

2番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は建売分譲住宅5棟でございます。令和元年7月25日、高農委指令第1220号でございます。変更の理由につきましては、建売分譲住宅の事業地を増やし、計画を見直すためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は建売分譲住宅13棟でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました。議案書は27ページ、議案第5号ナンバー34が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は宅地及び通路でございます。昭和58年6月20日許可、群馬県指令西農第831号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました。議案書30ページ、議案第5号ナンバー44が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は、取り下げ1件を除く2件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今説明がありましたナンバー1、この間、事前協議のときはそんな話もなかったのだけれども、急にそんな……

○事務局 昨日、代理人から電話があり、取り下げになりました。

○会長 そうですか。取り下げ内容まで、そこまでは聞けないからあれだけれども。

そうすれば、ナンバー1は取り下げということで、2番、3番、審議しましょう。よろしく申し上げます。

これとって質疑ございませんでしょうか。

なければ、承認いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和5年1月21日まで」から「令和3年1月21日まで」に訂正をお願いいたします。こちら、先日の南部の事前協議にて栽培作物の生育状況が芳しくなかったことから、3年更新ではなく、1年更新でまた来年の営農状況を見まして、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて申請人にこの内容を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、今回審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年1月22日から令和3年1月21日までの1年間でございます。関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、ナンバー1が関連案件でございます。本案件につきましては、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別の案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 取り下げをお願いいたします。なお、こちらは、経営農地の一部が違反状態であることから、11月の総会で保留となった案件でございますが、現在是正をしている途中でございます。是正が完了しましたら、再度申請がされるものと思われま。

7番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は贈与、申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

9番 契約内容は売買、公共事業で経営農地の一部が収用されたため代替地として自宅近くの申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、所有農地を売却することになり経営維持のため申請地を代替地として買い

受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、所有農地を売却することになり経営維持のため申請地を代替地として買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地を売却することになり経営維持のため申請地を代替地として買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため所有農地に近接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため小作地として借り受けている申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、自宅に近接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、自宅に近接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 保留でお願いいたします。

18番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を取得し一体で耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

22番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容以降は、前の23番と同様でございます。

25番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件となっております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除きます24件でございます。なお、2件を除く23件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦勞さまでした。25件の申請が出されたわけだけでも、いかに3条が増えてきたか。そういうわけですが、この中で、まず初めに3番、この間の事前協議でいろいろ皆さんに協議いただいて、その旨を申請人にお話しして、通常なら認定農業者は10年か、10年、許可できるのだけでも、そうでないので、通常なら3年なのですが、そういう事情で1年ということでの変更と。これは、また5条のほうで皆さんに審議してもらおうということで。あとは、6番が、また今回もちょっと無理ということで取り下げで、17番が今回はまだちょっと無理なので保留ということで。6番、取り下げ、17番、保留ということで。そういうことで、その2件を除いて審議に入ります。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

2番 自宅の敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地175.44平米と一体利用でございます。

3番 ハウスでの農業を営んでおりハウスで使用する資材の置き場が不足しているため申請地を使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

4番 建設中のハウスに附属する従業員用の休養施設・生産品用の資材庫及び駐車場が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設及び露天駐車場の申請でございます。

5番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地990.10平米と一体利用の申請でございます。また、議案書28ページ、議案第5号ナンバー37が関連案件でございます。

6番 取り下げでお願いいたします。

7番 所有する貸家の敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないこと

が判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして、宅地189.36平米と一体利用でございまして。

8番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては取り下げ1件を除きます7件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 説明が終わりました。この中で6番が取り下げということで、この間の北部の事前協議のときに、生方委員さんからちょっと発言がありまして、まだ調整が必要とのことらしいのですけれども、生方さん、どうですか。

○16番生方委員 これは地元の案件になるのですが、その中で一応事務局のほうからも話の内容、また確認させてもらいましたので、年明け、また再修正させてもらって、各地域の梅のおまつりのときの駐車場とか花見の関係で使うという問題がありますので、その辺をしっかりと調整しながら、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○会長 はい。わかりました。そういうことで、6番を除きまして、これより審議に入ります。

皆さん、どうですか。質問等ございますでしょうか。

なければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2が事前調査案件になっております。

それでは、まず初めに、ナンバー1から事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の期間でございまして、令和2年1月22日から令和3年1月21日までの1年間に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。こちら一時転用でございまして、設定期

間が定められております。令和2年1月22日から令和3年1月21日までの1年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書8ページ、ナンバー3が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可申請の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

譲受人につきましては、太陽光発電システム事業、農業経営を行う県外の法人でございまして、市内では本申請地のみとなりますが、前橋市でも同様の営農型太陽光発電事業を行っておりまして、そちらではアンタバを作付しております。そちらも合わせますと約5反の経営農地がございます。本申請地につきましては、昨年更新の申請の許可を受けましたが、栽培しているキウイフルーツの生育状況が芳しくなかったことから、1年後の営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかということで、1年間での許可を受けまして、今回更新申請の時期となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目、位置図でございます。図面を横にしてご覧いただきたいと思っております。図面中央にございます下のほうの赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。上の赤丸で囲まれた高崎市立北部小学校から南に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面左側の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺につきましては、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては、農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲まれている図面中央の畑1筆が今回の申請地でございまして、申請地に隣接する土地につきましては、北と西が公衆用道路、東側が宅地、南が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただければと思っております。更新の申請となりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.31平米が今回の一時転用の対象でございますので、計画発電量は47キロワットでございます。太陽光パネルの下の農地には図面では16本となっておりますが、実際にはキウイフルーツの苗木が27本植えられております。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの平面図、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2.5メートルで、このタイプの太陽光パネルが約5.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書となっております。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きキウイフルーツでございます。

次のページをご覧ください。年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、4月の芽かき

から始まり、人工授粉、追肥、摘果等を行いまして、11月に収穫を行う計画でございます。2年目以降につきましても、同様でございます。

利用する農業機械につきましては記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては4年、そのうち本申請地に作付しておりますキウイフルーツにつきましては3年の経験がございます。

1枚おめくりください。発電設備による営農への影響の見込みでございますが、キウイフルーツは生育日照時間が3から4時間の確保で生育するため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高2.5メートル、最高地上高3.5メートル、間隔も5.5メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の農地の平均的な単収といたしましては、営農計画書に記載のとおりでございますが、こちらは農林水産省の統計資料を根拠といたしまして見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものではございますが、今年はキウイフルーツの実がならず、収量ゼロと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真となっております。こちらが今年9月に撮影とのことでございますが、現在は少し状況が異なっているかと思っております。こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。続きまして、調査報告ですけれども、今回1班です。

それでは、石井班長、報告のほうお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と担当者の計2名の出席でした。

質問1 一昨年キウイフルーツを作付したということですが、余り成長していないように見受けられます。今まで農産物を育てた経験はありますか。

回答 この申請地での営農型太陽光が初めての農作業経験となるので、4年になります。

また、前橋市でも営農型太陽光を運営しており、そちらの管理も4年になります。

質問2 キウイフルーツが余り成長していない原因として、日光が余り当たらないことと防草シートを圃場全体に敷いてあることが考えられます。防草シートを敷いたままでは地温が上がらないので微生物が増えず、土壌もよくならないと思いますが、防草シートを撤去する予定はないのですか。

回答 近隣でキウイフルーツを栽培している農地に防草シートが敷かれていたため敷いてしまいました。今回のアドバイスを受けて、今後は防草シートを撤去しようと思っております。

質問3 防草シートを敷いている状態で、どのように肥料をあげているのですか。

回答 防草シートがない、根本にだけ肥料をあげています。

質問4 植物は、根本よりも根の先から養分を吸い上げるので、根本の周りだけでは十分な養分を吸収できないと思います。

また、土壌の質を確認したが、砂が多く少しの肥料では雨が降ると流れてしまうので、防草シートを剥いで、圃場全体に肥料をあげることが必要です。

回答 はい。わかりました。今後は防草シートを撤去し、十分に肥料が行き渡るようにしたいと思います。

質問5 キウイフルーツは、雄の木は五、六本に1本の割合で植えないと交配しないと言われていました。申請地にはどのくらいの割合で植えているのですか。

回答 圃場に植えているキウイフルーツの苗木27本のうち3本が雄の木になります。苗木を購入する際にお店に相談したところ、そのくらいの割合で問題ないと言われました。

質問6 キウイフルーツを作付してから3年ということですが、収穫できた年はあったのですか。

回答 今のところ一度も収穫できていません。

質問7 他市でも営農型太陽光を行っているということですが、そちらの状況はどうですか。

回答 今年の春にアシタバを作付し、1,600キロの収穫ができました。収穫したアシタバは県内の加工会社でサプリメントに加工してもらい、今後はそれをインターネットで販売する予定です。

質問8 圃場にはどのくらいの割合で様子を見に行っていますか。

回答 前橋の圃場に毎週通っていますので、その都度、高崎の圃場も確認しています。その際に必要に応じて作業を行っています。

質問9 昨年更新時に、今後はキウイフルーツが植えられていない農地を有効活用したいと話していましたが、今年は何か植えましたか。

回答 タマネギを植えるために耕運したのですが、石が多く、質のよいタマネギが育たないと思ったので、来年の3月ごろにアシタバを植える予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長のほうから報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等ございましたらお願いします。とにかく、この質問の中にもいろいろあるのですけれども、植わっている下がすごくかたいのです。あのかたい土壌では、とてもではないけれども根が張っていけないかなと。そんなふう感じたわけです。それなので、この間も南部事前協議のときにいろいろ質問が出て、その旨、齊藤主任主事が本人に連絡して、素直に納得していただけましたか。

○事務局 はい。

○会長 そういうことで1年ということ、先ほどの事務局の説明ございましたけれども、1年更新でちょっと様子を見るということ。

○20番乾委員 ちょっといいですか。

○会長 はい。

○20番乾委員 20番、乾です。これは、キウイをはわせる下柵というのは線が、鉄線が細かく入っているのですか。

○19番石井委員 入っているのです。入っている。

○20番乾委員 写真でちょっと見えないけれども。

○19番石井委員 入っています。

○会長 それで、このキウイフルーツの単収見込みというのは、これは何年ぐらいでこういう収量になるのですか。

キウイつくっている人いますか。この収量は、何年というあれだった。何年でこういう収量になるの。植えて何年ぐらいたたないとあれだろうな。

○21番植杉委員 3年ぐらいたたないと、ちょっと無理でしょう。

○会長 そうだね。最低でも3年たたなければ、これは収量はとれないよね。

○21番植杉委員 それで、2年以内に日陰になると枯れてしまいます。

○会長 下のつるはね。

○21番植杉委員 ええ。本当に日陰に弱いよね。

○会長 はい。とにかくこの土づくりも。土づくりは、ふかふかしたようなところでなければ、根なんか伸びない。あんなかちんかちんのコンクリみたいなようなちょっと状態だったので。かわいそうだなと思って。

では、そういうことであれですか、1年更新ということでもとりあえず許可するわけですがけれども。本人にもよく説明してもらって頑張ってくださいませ。

○塚越会長職務代理 来年は違うあれでやってもらうのだな。

○会長 よくよくだめならね。

そういうことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、1年更新ということで許可するというにしたいと思います。

続きまして、ナンバー2に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅20棟の申請でございます。こちら一部の筆に用途指定がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目が位置図でございます。申請地は、図面中央の赤色で囲われた箇所でございます。吉井西小学校から南へ約200メートルの場所に位置しております。西側の緑色に着色されている1筆は用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。A3用紙、横に広げてご覧ください。申請地は、図面中央部、赤色で囲われている箇所でございます。申請地周辺の状況につきましては、北西には住宅が広く建ち並びますが、南に向けて農振農用地の広がりもある農振農用地と住宅が混在しているような状況でございます。農地種別区分につきましては、用途指定のある区域は第3種農地、そのほかは西吉井駅より500メートル以内の地域にあり、第2種農地に該当すると思われま。なお、今回の申請地の一部につきましては、平成31年4月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央、赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地が隣接する土地につきましては、北と東が公衆用道路、西は登記地目が田とございますが、現地には宅地があり、南が住宅と田に接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。建売分譲住宅を20棟建築する計画でございまして、申請地内に、北側の既存の市道に接続する開発道路を築造します。この開発道路は幅員6メートル、全長179.8メートルでして、給排水管を埋設後、アスファルト舗装を施し、両サイドに排水溝を設置いたします。宅地販売後は市へ寄附する計画と伺っております。

次に、排水計画ですが、西側の用途指定区域の部分3区画、隣接する3区画の、計6区画の生活排水は新設した下水道に接続し、残り14区画の生活排水は浄化槽を通し、開発道路の側溝、または既存の北側の道路側溝に放流する計画でございます。雨水は、全区画敷地内にて自然処理と伺っております。給水につきましては、北側の市道の水道本管を新設する開発道路の地中に延伸して各区画から取り出します。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が造成計画平面図でございます。赤色で着色されている箇所が盛り土をする区域、黄色で塗り潰されている箇所が切り土をする区域を示しております。申請地の盛り土高は40センチ、最大切り土高は10センチと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目から10枚目までが造成計画の横断面図でございます。先ほどの造成計画平面図とあわせてご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、11枚目と12枚目が建物の平面図及び立面図でございます。今回の申請地には同じ間取りの住宅を2種類建築する計画でございます。ご参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査報告ということで、班長、お願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー2につ

いて、申請人から聞き取りした調査結果についてを報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 建売分譲住宅を20棟建築するという大規模な造成の申請ですが、現地を確認したところ、申請地北側にも駅や学校などを中心に住宅団地がありました。そちらの団地の造成にも関係していたのですか。

回答 申請地北側の団地を含む周辺では、当社で60件ほどの住宅の造成を行いました。

質問2 申請地内に新設する開発道路は、市に寄附するのですか。

また、図面の南側にある「緑地」と「ごみ置き場」は、どのようなものになりますか。そして、その管理についても教えてください。

回答 道路は市に寄附することで協議しています。

緑地については公園緑地課と協議し、市の規定や意向に沿ったもので施工し、市に寄附します。

ごみ置き場は、柵などでは囲まず、コンクリート敷きにした上に、ネットで覆うものになります。管理については、町内をお願いすることになると思います。

質問3 造成について、どのくらい盛り土をしますか。また、使用する土はどのようなものになりますか。

回答 盛り土は最大40センチメートル程度を計画しています。使用する土は、申請地内で発生する土と、検査済みの土を搬入して盛り土します。

質問4 今回の譲渡人の中には、申請地を売り渡す代替として、申請地南側の農地を取得する方がいると伺っています。住宅ができることによって農作業に支障が出ないよう、購入する方の事前の説明をお願いいたします。

回答 当社では、今までにも農地転用をして住宅を造成してきましたが、農家の方や住宅購入した方の両者とも農作業に関する苦情はいただいていません。しかし、苦情などが発生しないよう、事前に入居者には周知したいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議、皆さんから質疑をお受けいたします。

この辺は、先ほど説明がございましたけれども、住宅団地ということで、やはり小学校だとか駅等あるとふだん生活するには便利な地区ということで、どんどん、どんどん住宅が建っておるわけです。建てればすぐ埋まるのでしょうかね。

皆さんのほうから、何かご意見ございますでしょうか。

なければ、これは許可相当として、まず初めに農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたしまして、これを許可相当といたします。

ちょっと休みましょう。あと一括審議が多いから。

では、10分だけ休みましょう。40分まで。そういうことで。

○事務局長 では、10分間休憩で、よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、一休憩入れましたけれども、これから再開いたします。

事前調査班のも終わりましたので、これから一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、転勤に伴い高崎に自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、原野107平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございまして、宅地135.15平米、雑種地121平米と一体利用の申請でございます。

10番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため隣地である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は贈与、自宅の駐車場が狭く隣地である申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、隣地で埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり事務所、作業員用駐車場及び掘削土置き場として申請地を使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請ですので転用期間が定められております。令和元年12月23日から令和4年12月22

日までの3年間の計画でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

次の16番でございますが、16番につきましては、議案の差しかえをお願いいたします。本日お配りいたしました「差しかえ」と書かれている議案に差しかえをお願いいたします。こちらは、先日の事前協議では書類不備のため取り下げの方向で協議中と報告させていただいた案件でございますが、こちらは開発指導課とも協議中の案件でありました。このたび書類の差しかえによって書類が調うとともに、開発許可が不要となる内容に変わりましたので、申請地の利用の仕方は変わらないのですが、議案書の申請の理由の欄が変更となりましたので、差しかえくださいますようお願いいたします。お手数おかけしまして、申しわけございません。よろしくをお願いいたします。

契約内容は売買、経営する生花店で使用している資材置き場への進入路が狭く不便なため申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、雑種地921平米と一体利用の申請でございます。

17番 取り下げをお願いいたします。

18番 契約内容は売買、電気機器の製造業を営んでいるが工場及び事務所の建てかえに伴い駐車場の不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も生まれ手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 訂正をお願いします。契約の内容が「賃貸借」とございますが、こちら「使用貸借」へ訂正をお願いいたします。こちら当初賃貸借で申請がございましたが、後日、使用貸借に訂正と代理人より訂正の申し出がございましたので、訂正をお願いいたします。

契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地21.37平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は売買、農業用倉庫用地として使用している申請地を妹より買い受けて使用したいという農業用施設用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、造園業を営んでいるが資材置き場及び仮植場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場、露天車両置き場及び仮植場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がありまして、第1種住居専用地域でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 先にご審議いただいた計画変更の際もお伝えさせていただいたのですが、そちらに伴う、こちらも取り下げでお願いしたいと思っております。取り下げの理由でございますが、隣地の方と隔切りのことで少し調整が必要ということで、またそちらを調整して計画変更をして、また再度申請をしたいと伺っております。以上でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅5棟の申請でございます。なお、宅地221.65平米と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅13棟の申請でございます。なお、宅地911.47平米と一体利用の計画でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案第2号ナンバー2が関連でございます。

35番 契約内容は売買、駐車場及び資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地885平米と一体利用でございます。

36番 契約内容は賃貸借、隣地で埋蔵文化財試掘調査を行うに当たり事務所、作業員用駐車場及び掘削土置き場として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちらは一時転

用でございまして、転用期間が定められております。令和元年12月23日から令和4年12月22日までの3年間でございます。

37番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。なお、宅地990.10平米と一体利用の計画でございます。こちらも、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました4条許可申請の一体利用となります議案第4号ナンバー5が関連案件でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、大規模太陽光発電所の建設に伴い送電用配管施設を設置するため申請地を借り受けて使用したいという送電用配管用地の申請でございます。なお、山林35平米、原野92平米と一体利用の計画でございます。本件も一時転用の案件でございまして、転用期間が定められております。令和2年1月15日から令和2年7月14日までの6カ月間の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、幼少期に住んでいた地域に移り住みたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、業務量の増加により資材置き場と車両置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天車両置き場の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の観光客用の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和2年4月3日から令和2年5月10日までの約1カ月間でございます。

43番 契約内容は使用貸借、自宅敷地と一体で使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして、宅地200.41平米と一体利用でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、本件は先にご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請の関連案件でございます。

45番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、倉庫と作業所の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫及び作業所の申請でございまして、宅地370.94平米と一体利用でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は賃貸借、近隣で請け負っている工事の作業員の増員に伴い申請地を借り受けて工事期間中の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間でございます。

53番 契約内容は賃貸借、いちごの収穫時期のみ申請地を従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和元年12月23日から令和2年5月15日までの約5カ月間でございます。

54番 契約内容は賃貸借、いちごの収穫時期のみ申請地を従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは、一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和元年12月23日から令和2年5月15日までの約5カ月間でございます。

55番 契約内容は売買、設備業を営んでいるが資材置き場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

56番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件となっております。

58番 契約内容以降は、前の57番と同様でございます。

59番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次の60番と一体で事業を行うことから、60番を関連案件とさせていただきます。

60番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

62番 取り下げでお願いいたします。

63番 事前協議の際、別紙でお配りいたしました農地法第5条の規定による許可申請ナンバー63をご覧いただきたいと存じます。こちらは、申請書類に不足があったことから当初議案書に載せておりませんでしたが、議案書発送後に申請書類がそろったことから、今回の議案に追加してご審議いただきたい案件でございます。お手数おかけしまして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

契約内容は贈与、境内地に付設する墓地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという墓地の申請でございます。なお、墓地1,491平米と一体利用の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、取り下げ3件を除く58件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局から3番から63番まで説明がございました。この中で取り下げが17番、31番、62番が取り下げということで、その3件は除いて、63番は保健所で許可見込みということでしたよね。

○事務局 はい。

○会長 その3件を除きまして、これより審議に入ります。

質問等ございましたら、お願いします。そうすれば、16番は通路の始末書を出してもらって。

どうでしょうか。これとってないですか。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 農地法関係非農地証明願について。

非農地証明願が2件提出されましたので、ご審議願います。

1番 現況地目は、いずれも山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は、いずれも山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、ここは吉井の岩平地域ですので、担当委員の中島隆夫委員さん、報告をお願いします。

○23番中島委員 吉井西の中島です。11月12日に武藤委員さんと事務局2名で4カ所現地確認を行いました。1件目は3カ所で、立ち木に葛、つるが覆い、山林化しておりまして、2カ所目、3カ所目も同じような状況でありました。いずれにしても、農地としての再生が困難であるということから、非農地としての審議のほどをよろしくお願いいたします。

○会長 担当委員から今ございました。そういうことで、これから審議に入って質疑をお受けするわけです。新規の委員さんが来て、本人から非農地証明をお願いしますということで申請があったことですが、認めてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、証明することにいたします。

それでは、続きまして、報告事項ということで、1号から4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は賃貸住宅、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか1件、計2件の第4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居でございます。ほか24件、計25件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか6件、計7件の第18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理を行っております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月、許可相当としていただいた案件でございます。4条が3件、5条が45件でございます。また、5条のナンバー4とナンバー36につきましては、3,000平米を超える案件ございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、異議なしと回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令の確認がとれましたことから、令和元年11月22日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

その他ということで、事務局のほうからお願いします。

○事務局 農林課です。本日、別紙、封筒でお配りをさせていただきました農業振興地域の調整協議会

についてお話をさせていただきます。本年2度目の申し出が10月にございまして、93件の農振除外の申し出がありました。この件につきまして協議会を開催をさせていただければと思います。日時につきましては、12月23日月曜日、午後1時半から、場所はいつもと同じで保健センターの3階第4会議室で行います。件数も多くなっておりまして、長時間の協議となることも予想されますが、どうぞよろしく願いいたします。また、ご都合悪く、欠席される場合には18日水曜日まで事務局までご連絡いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 今説明がございましたけれども、23日ですか、93件の申請があったということで、農業委員さんの皆さんには地元の推進委員さん並びに関係の方とちょっと現地を調査、見てきてもらいまして、またこの協議会で、また何かございましたらご発言のほどお願いいたします。

ほかはある。ない。

○全員 なし。

○会長 この後、班長さんには運営委員会ございますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第30回の農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時20分 閉会